

世界人権宣言 第 25 条：十分な生活水準を保持する権利

2018/12/04

国連人権高等弁務官事務所

第 25 条は、前文の“恐怖および欠乏のない”状態を具体的に示すものである。“健康および福祉に十分な生活水準”のために第一に必要なものは食糧である。世界はすべての人が食するに十分な食糧を生産しているにも関わらず、富と資源の不平等な分配が原因で、約 8 億 1,500 万の人々が慢性的な飢えに苦しんでいる。そして、世界人口の半数が基本的保健サービスを受けられず、毎年 1 億人が貧困状態に陥っている。世界銀行と WHO の 2017 年の報告によれば、世界人口の少なくとも半数(約 38 億人)が貧困のために基本的保健サービスを受けられず、また、10 億人近い人々が世帯収入の 10%以上を自身と家族の医療費に当てており、この費用のために約 1 億人が極度の貧困に陥っているという。極度の貧困は、収入の欠如、基本的サービスへのアクセスの欠如、社会的排除を伴う。現在、22 億人以上(世界人口の 30%)がすでに貧困状態にあり、またはそれに近い状態にある。